

別紙様式1

総務省法令適用事前確認手続(照会書)

平成15年1月23日

総務大臣 殿

照会者名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)

イー・アクセス株式会社

代表取締役社長 千本 倅生

住所(法人等にあつては主たる事務所等の所在地)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル

連絡先

非公開

総務省法令適用事前確認手続規則(平成13年8月29日総務省訓令第197号)第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

電波法 第82条(免許を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

第101条(無線設備の機能の保護)

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は、現在、ADSLサービスを提供している通信事業者です。

今後、さらに高速化されたADSLサービスを提供することを現在検討しており、その実現方法として、現使用帯域(25kHz～1104kHz)を25kHz～2208kHzまで拡張することを考えております。

その際、アマチュア無線帯域(1810kHz～1820kHz)を利用することになり、アマチュア無線への漏洩の影響を懸念しているところであり、この帯域をADSLサービスと

して利用することが、1.であげた該当法令の対象となるかどうか、照会させて頂きたいと考えます。

### 3 当該事実が照会法令の適用対象となる(ならない)ことに関する照会者の見解及び根拠

(当社の見解)

適用対象になると考えており、この場合はしかるべき配慮をおこなうことを検討しております。

(根拠)

該当法令の条文の当社解釈による。

なお、総務省殿にて既にADSLサービスによる漏洩の影響を考慮し、何らかの措置を行う予定があるようであれば、ご回答とともにご教示頂きたく考えております。

### 4 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

(1) 理由

(2) 公表可能時期